

京都市大宮交通公園条例の一部を改正する条例（平成17年12月26日京都市条例第107号）（建設局水と緑環境部緑地管理課）

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」といいます。）に京都市大宮交通公園の管理を行わせるとともに、ゴーカートの利用に係る料金（以下「利用料金」といいます。）を指定管理者に収受させるために必要な事項を定めることとしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

なお、利用料金の承認の申請等の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとしました。

京都市大宮交通公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第107号

京都市大宮交通公園条例の一部を改正する条例

京都市大宮交通公園条例の一部を次のように改正する。

第10条中「条例」の右に「において別に定めることとされている事項及びこの条例」を加え、同条を第12条とする。

第9条を削り、第8条を第11条とし、第7条前段中「市長」を「指定管理者」に、「場合には」を「ときは、市長の承認を得て」に、「または」を「又は」に改め、同条後段中「告示しなければ」を「インターネットの利用その他適切な方法により交通公園を利用しようとする者に周知させる措置を講じなければ」に改め、同条を第10条とする。

第6条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第1項中「使用しよう」を「利用しよう」に改め、「者は」の右に「、指定管理者に対し」を加え、「別表に定める使用料を前納しなければ」を「その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければ」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第6条第3項を削り、同条を第7条とし、同条の次に次の2条を加える。

(利用料金の還付)

第8条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

第5条見出し中「使用」を「利用」に改め、第1項中「または」を「又は」に、「利用しよう」を「利用しよう」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に、「一」を「いずれか」に、「使用」を「利用」に改め、同項第1号中「使用させる」を「利用させる」に改め、同条第3項中「使用できる」を「利用することができる」に改め、「時間」の右に「及びゴーカート等を利用することができない日」を加え、「市長が」を削り、同条を第6条とする。

第4条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは」の右に「、市長の承認を得て」を加え、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第4条 交通公園の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 交通公園の供用に係る業務
- (2) 交通公園の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

別表中「第6条関係」を「第7条関係」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 京都市大宮交通公園（以下「交通公園」という。）の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に交通公園の管理を行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の京都市大宮交通公園条例（以下「改正前の条例」という。）第5条第1項の規定による許可の申請を行った者であって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、この条例による改正後の京都市大宮交通公園条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第1項の規定による許可の申請を行った者とみなす。

4 この条例の施行の日前に改正前の条例第5条第1項の規定による許可を受けた者は、改正後の条例第6条第1項の規定による許可を受けた者とみなす。

(建設局水と緑環境部緑地管理課)